

野外焼却は犯罪です!!

野外焼却について多くの苦情が寄せられています

近所でゴミを
燃やして臭い!!



煙で洗濯物に
臭いがつく...

平成13年4月から、野外での焼却は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却や、たき火・キャンプファイヤーなどの一部の例外を除き、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

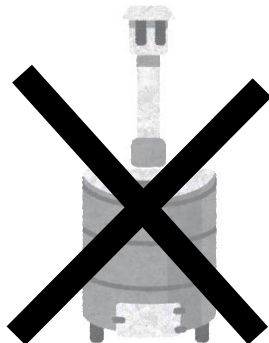
違反には厳しい罰則 **(5年以下の拘禁刑、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはこれらの併科)** が適用されますが、残念ながら違反が後を絶ちません。

また、野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為で、野焼きからの延焼による火災や、煙を火災と見間違え消防車が出動する事例も発生しています。

お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。

◎ドラム缶や簡易焼却炉も違法です

地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴をほったの焼却、法で定められた基準を満たしていない焼却炉（簡易焼却炉等）などによるごみ焼却は、**野外焼却と同様に罰則の対象になります。**



簡易焼却炉



ドラム缶



ブロック積み



家庭ごみの混入

◎野外焼却禁止の例外

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条)

No.	認められる場合	具体例
1	農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	・農業者による田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却 ・林業者による伐採枝の焼却 ・漁業者による漁網に付着した海産物の焼却 ※ビニール、プラスチックなどは焼却できません
2	風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・地域の行事における門松、しめ縄などの焼却(どんど焼きなど)
3	震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	・凍霜害防止のための稲わらの焼却 ・災害時における木くずなどの焼却 ・道路管理のために剪定した枝などの焼却
4	たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	・たき火 ・キャンプファイヤーなどを行う際の木くずなどの焼却 ※ビニール・紙などの家庭ゴミを混入しての焼却はできません
5	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	・河川管理者による伐採した草木などの焼却 ・海岸管理者による漂着物などの焼却

※揚煙の届出

焼却禁止の例外に該当する場合で、火災と紛らわしい誤解を受けるような場合には、消防署への届出をしてください。

(この届出は、火災でないことを消防が判断するためのもので、野焼きを許可するものではありません。)

◎野外焼却禁止の例外に対する注意事項

例外行為であっても焼却をされる場合は、火災に十分注意して消火するまでその場を離れないことに加え、**煙の量や臭い、風向き、時間帯、頻度**など周辺に配慮して苦情が出ないように努めてください。

なお、剪定枝、木の葉や除草した刈草などについては、通常のごみ収集で取り扱えますので、市指定袋に入れて収集所へ出すか（事業者は除く。）、サテライトセンターへ直接搬入してください。

また、例外行為であっても、次のような場合は指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もありますので十分注意してください。

- 周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合
(家の中に多量の煙が入ってきている、洗濯物に臭いが付いて困るなどの苦情がある場合)
- 軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
- 道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

「煙」「臭い」は人によって感じ方が異なり、ご近所トラブルの原因となります。野外焼却禁止の例外であったとしても、出来るだけ野外焼却は行わないでください。